

令和6年度介護報酬改定等について

- ・介護報酬算定に係る基準等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

- ・事業の人員、設備及び運営に関する基準等について・・・・・・・・・・ 3

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部改正について・・・・・・・・・・ 4

- ・令和6年度介護報酬改定の主な事項について・・・・・・・・・・・・・・ 5～17
- ・介護職員の処遇改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～43

介護報酬算定に係る基準等について

介護報酬の算定に当たっては、以下に示す基準等を確認する必要があります。

1. 基準本文 (報酬単位、加算等の算定要件など)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 19 号)
- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 20 号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 127 号)

2. 別に定める基準 (基準本文中、「厚生労働大臣が定める基準」等として、内容の一部を別に制定)

- ・ 厚生労働大臣が定める 1 単位の単価
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 93 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 94 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 95 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 96 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
(H12. 2. 10 厚生省告示第 27 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 29 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
(H12. 2. 10 厚生省告示第 38 号)

3. 留意事項通知 (基準の解釈等の詳細を示したもの)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12. 3. 1 老企第 36 号)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（H12.3.8 老企第 40 号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（H18.3.17 老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）

4. 関連する告示・通知等（関連する告示、通知、事務連絡等）

5. 介護報酬 Q&A（基準、留意事項通知等の疑義内容について QA 方式で示したものの）

事業の人員、設備及び運営に関する基準等について

事業の実施に当たっては、以下に示す基準等を満たす必要があります。

1. 基準省令 (事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの)

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H11. 3. 31 厚生省令第 37 号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 35 号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(H11. 3. 31 厚生省令第 38 号)

2. 大阪府条例等 (基準省令等に従い、大阪府条例等として定めた基準等)

- ・ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 115 号)
- ・ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 36 号)
- ・ 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 116 号)
- ・ 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 37 号)
- ・ 岸和田市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(H30. 3. 27 岸和田市条例第 9 号) ➡市町により名称が異なります

3. 解釈通知 (基準省令の解釈等の詳細を示したもの)

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(H11. 9. 17 老企第 25 号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(H11. 7. 29 老企第 22 号)

4. 関連する告示・通知等 (関連する告示、通知、事務連絡等)

5. 指定基準 Q&A (基準省令、解釈通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの)

大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

国では、令和6年度実施の介護報酬の改定に伴う社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」などについて所要の改正を行ったため、大阪府においても国に準じて府条例で定めている各基準の一部を改正した。（公布日：令和6年3月29日、施行日：同年3月29日、同年4月1日、同年6月1日）

2 改正した条例

法律	今回改正した条例		対象事業者
介護保険法	1	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第115号）	指定居宅サービス事業者
	2	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第116号）	指定介護予防サービス事業者

3 府独自の基準

今回の改正に伴い、新たに業務継続計画の策定及び高齢者の虐待防止等に係る基準が追加されたが、国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められないことから、府独自基準は定めず、改正項目は全て国の基準どおり定めた。

4 改正の概要

別紙のとおり

※ 指定居宅介護支援事業に関する人員及び運営に関する基準については、各市町村の条例により定められています。8市4町（高石市から岬町まで）の条例では、記録の整備（保存期間）以外は、国基準「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に準じると規定されています。

社会保険審議会 介護給付審分科会（第239回） 令和6年1月22日	資料1
---	-----

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

厚生労働省 老健局

令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重症化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な観点として、介護報酬改定を実施。

■ 認知症の方や高齢者、医療ニーズが高い中高年の高齢者を含め、買の若いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 買の若いケアマネジメント
- ・ 認知症の方や高齢者、医療ニーズが高い中高年の高齢者を含め、買の若いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - ▶ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ▶ 高齢者施設等と医療機関の連携強化

■ 自立支援・重症化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重症化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やケアチームの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・継続訓練・口腔・栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重症化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した買の高い介護

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 買面の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、知識改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の知識改善
- ・ 生産性の向上等を進じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「上面提示」報酬の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取組の明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

■ 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

居宅介護支援

【算定数】	
<現行>	
特定事業所加算 (I)	505単位
特定事業所加算 (II)	407単位
特定事業所加算 (III)	309単位
特定事業所加算 (A)	100単位
<改定後>	
特定事業所加算 (I)	519単位 (変更)
特定事業所加算 (II)	421単位 (変更)
特定事業所加算 (III)	323単位 (変更)
特定事業所加算 (A)	114単位 (変更)

【算定要件等】

- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困難者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とする
- イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価 告示改正

■ 主に中重度の利用者を対象とする療養通所介護について、介護度に関わらず一律の包括報酬である一方、重度の利用者を受け入れるにあたっては特に手厚い人員体制、管理体制等が必要となることから、安定的に重度の利用者へのサービスを提供するための体制を評価する新たな加算を設ける。

療養通所介護

【単位数】
 <現行> なし
 <改定後> 重度者ケア体制加算 150単位/月 (新設)

【算定要件等】
 ○ 療養通所介護費における重度者ケア体制加算の基準
 次のいずれにも適合すること。
 イ 指定地域密着型サービス基準第40条第2項に規定する看護士の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3人以上確保していること。
 ロ 指定療養通所介護事業者のうち、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等(※)を修了した看護士を1人以上確保していること。
 ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。
 ※ 認定看護師教育課程、専門看護教育課程、特定行為に係る看護士の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修

9

特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し 告示改正

■ 医療的ケアを要する者が一定数いる特定施設入居者生活介護等において、入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進する観点から、医療的ケアを要する者の範囲に尿遠隔カテーテル留置、在宅酸素療法及びびんインスリン注射を実施している状態の者を追加する見直しを行う。

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

【単位数】
 <現行> 入居継続支援加算 (I) 36単位/日
 入居継続支援加算 (II) 22単位/日
 <改定後> 変更なし

【算定要件】
 ○ (1) (1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。
 (新設)
 (1) ①～⑥を必要とする入居者が15%以上(※)であること。
 ① 施設内の呼吸吸引
 ② 尿遠隔カテーテル留置の呼吸吸引
 ③ 閉鎖型又は閉鎖型による経管栄養
 ④ インスリン注射を実施している状態
 (2) ①～⑥を必要とする入居者と⑦～⑩に該当する入居者の割合が15%以上(※)であり、かつ、常勤看護職員1名以上配置し、看護士に係る責任を担っていること。
 ⑦ 尿遠隔カテーテル留置を実施している状態
 ⑧ 閉鎖型又は閉鎖型による経管栄養
 ⑨ インスリン注射を実施している状態
 (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数から又はその端数を増すごとに1以上であること。
 (4) 人員確保支援助加算(II)において、※入居継続支援加算(II)において、5%以上15%未満であること。

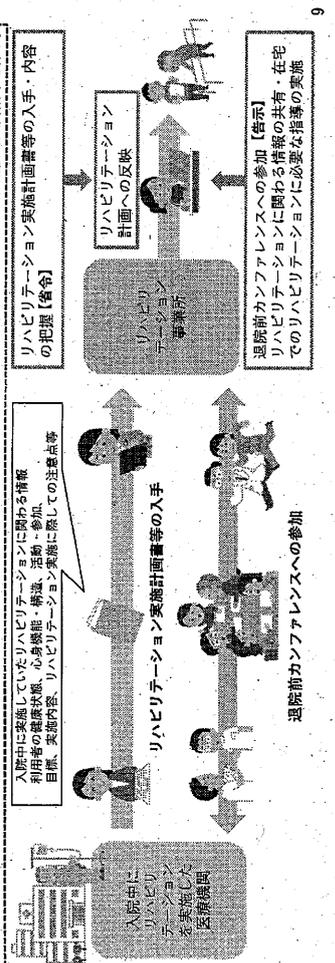
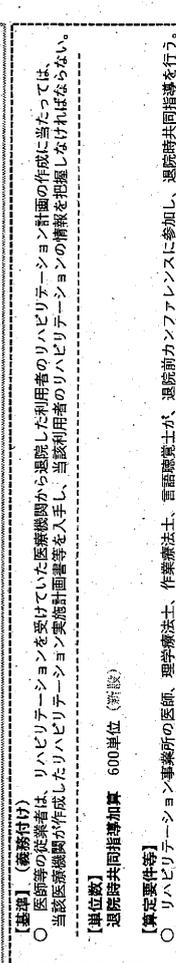
10

医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化 省令改正、告示改正

■ 退院後早期に継続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入力し、内容を把握することを義務付ける。
 ■ リハビリテーション事業所の医師等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した際の評価を新たに設ける。

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

【基礎】(義務付け)
 ○ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者のリハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入力し、当該利用者のリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
 【単位数】
 退院時共同指導加算 600単位(新設)
 ○ リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行う。



退院前カンファレンスへの参加 (告示)
 退院前カンファレンスへの参加は、退院前カンファレンスに参加する者の同意を得る必要がある。在宅でのリハビリテーションに必要な指導の実施

11

省令改正

協力医療機関との連携体制の構築

■ 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

【基準】

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（①）については病院に限る。）を定めることと義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすとしても差し支えないこととする。）＜経過措置3年間＞

イ 要介護者の病状の急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ロ 診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

ハ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

ニ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行つた自治体に提出しなければならないこととする。

ホ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

省令改正

協力医療機関との連携体制の構築

■ 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

【基準】

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

イ 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

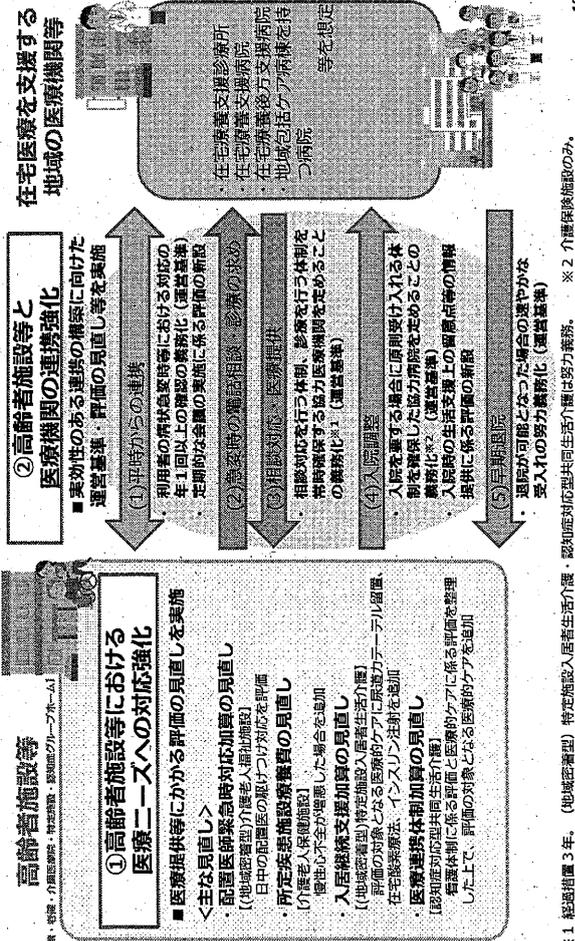
ロ 診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

ハ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行つた自治体に提出しなければならないこととする。

ホ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★

令和6年度介護報酬改定における、①高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化、②協力医療機関との連携強化にかかると見直し内容



※1 経過措置3年。（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務。 ※2 介護報酬施設取の。

省令改正

訪問入浴介護における看取り対応体制の評価

■ 訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。

【単位数】

＜改定後＞

看取り連携体制加算 64単位/回（新設）

※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る

【算定要件】

○ 利用者基準

イ 医師が一般に認められている医学的見解に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等を活用して行われるサービスを受けている状態を要し、同意した上でサービスを受け、同意した上でサービスを受け、同意した上でサービスを受けること。

○ 事業所基準

イ 病歴、診療方針は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）との連携により、利用者の状態等に依り対応が可能な体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日数を当該訪問看護ステーション等に調整していること。

ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に對し、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ 看取りに際する職員研修を行っていること。

省令改正

訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

■ ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。

【単位数】

＜改定後＞

ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月

ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月

訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小病棟多機能型在宅介護

短期入所生活介護における看取り対応体制の強化

省令改正

短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を持たしつづつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価する新たな加算を設ける。

【単位数】

看取り連携体制加算 64単位/日（新設）※死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定可能

【算定要件】

○ 次のいずれかに該当すること。

① 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していること。

② 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は診療、診断所、訪問看護ステーション若しくは本施設等の看護職員との連携により24時間継続できる体制を確保していること。

○ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に對し、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

省令改正

ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

■ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅を最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することから、見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に要件についても見直しを行う。

【単位数】

＜改定後＞

ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

ターミナルケアマネジメント加算 変更なし

【算定要件】

○ 自宅を最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することから、見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に要件についても見直しを行う。

※併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件を見直す。（＜実行＞5回以上＜改定後＞15回以上）

※1 経過措置3年。（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務。 ※2 介護報酬施設取の。

介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し

介護老人保健施設における看取りへの対応を充実する観点から、在宅療養支援を行う施設における看取りへの対応を適切に評価する観点から、ターミナルケア加算について、死亡日以前31日以上45日以下の区分の評価を見直し、死亡日、死亡日の前日及び前々日並びに死亡日の区分への重点化を図る。

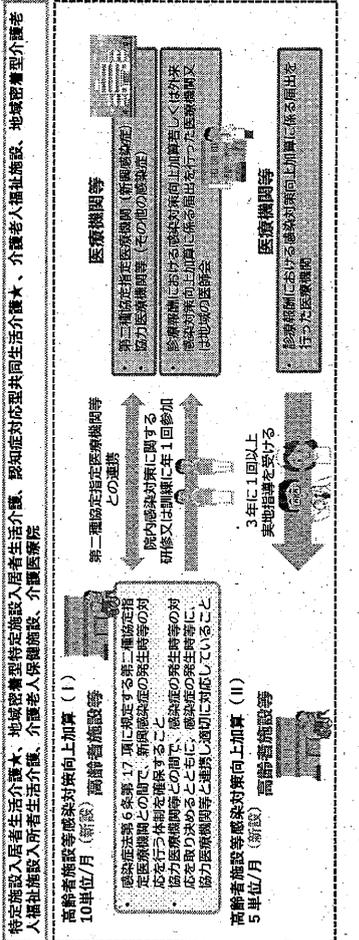
Table with columns for '介護老人保健施設' and '介護医療院'. It shows calculation methods for terminal care surcharges based on death dates and unit counts. Includes a '告示改正' section.

介護医療院における看取りへの対応の充実
本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重し「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス」に関するガイドラインに沿った取組を行うことを求めることとする。

【算定要件等】
○施設サービス計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応していることを求める。

高齢者施設等における感染症対応力の向上

高齢者施設等においては、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
○新発感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること
○上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等や地域の医師会が定期的に対応を取り決めることとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
ウ 感染症対策にかかると一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に対応に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。



業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。＜経過措置1年間（※）＞

【単位数】
業務継続計画未策定減算
施設・居住サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）
（※）令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための態勢の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与等、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の尊重、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【算定要件】
○虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者等）が講じられていない場合

【単位数】
高齢者虐待防止措置未実施減算
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

小規模多機能型居宅介護において、新たに認知症ケアに関する専門的研修を受けた者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。
その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

Table showing the new and revised calculation rates for dementia care in small-scale multi-functional home care. It lists unit counts and rates for different categories like '認知症加算 (I)', '認知症加算 (II)', etc.

【算定要件】
○認知症介護実践リーダー（研修）
○認知症介護実践リーダー（研修）等を受けた者が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合、1人以上、20人以上の場合、1人以上、当該対象者の数が19を超えて10又は増減を導くことにより1を加えて得た数以上配置
○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した施設
○当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
○介護職員、看護職員等研修を受けた者が1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
○介護職員、看護職員等との認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定
○認知症介護実践リーダー（研修）等を受けた者が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合、1人以上、20人以上の場合、1人以上、当該対象者の数が19を超えて10又は増減を導くことにより1を加えて得た数以上配置
○当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
○認知症介護実践リーダー（研修）等を受けた者が1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
○認知症介護実践リーダー（研修）等を受けた者が1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
○認知症介護実践リーダー（研修）等を受けた者が1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における 平時からの認知症の予防、早期対応の推進

- 認知症の行動・心理症状 (BPSD) の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。

認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

【単位数】
 認知症チームケア推進加算 (I) 150単位/月 (新設) 認知症チームケア推進加算 (II) 120単位/月 (新設)

- 【算定要件】
- 認知症の行動・心理症状 (BPSD) の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、以下を評価する新たな加算を設ける。
 - <認知症チームケア推進加算 (I) > (新設)
 - (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを念入りに研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数の介護職員の行動・心理症状に対する認知症の行動・心理症状の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。
 - (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき価値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。
 - (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。
 - <認知症チームケア推進加算 (II) > (新設)
 - (1) の (1)、(3) 及び (4) に掲げる基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- 省令・告示・通知改正
- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
 - 利用者負担を軽減し、制度の特長可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択の対象とする福祉用具の種目・種別】

- 固定用スロープ
- 歩行器 (歩行車を除く)
- 車点杖 (松葉づえを除く)
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者の等の要請決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たった必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

- <貸与後>
 - 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。
- <販売後>
 - 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
 - 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
 - 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。
- また、介護老人保健施設・介護医療院・介護老人福祉施設等の関係加算について、新たな区分を設ける。

【単位数】(通所リハビリテーションの場合)

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 同要日の算入する月から6月以内 560単位/月、6月超 240単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 同要日の算入する月から6月以内 593単位/月、6月超 213単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 同要日の算入する月から6月以内 793単位/月、6月超 473単位/月

※ 事業所の医師的利用者を説明し、同意を得た場合、上記に270単位を加算

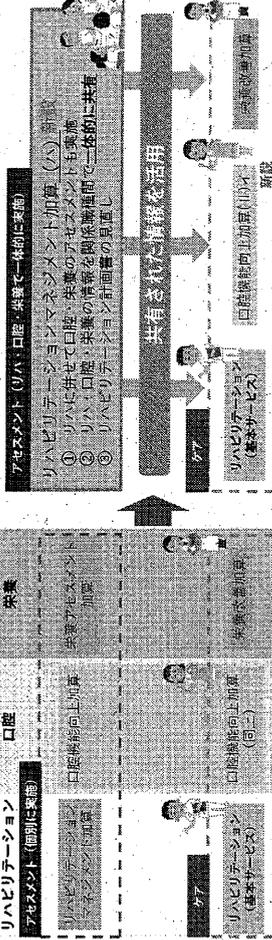
【この算定要件】

ア 口腔ケアと栄養ケア及び栄養アセスメントを行っていること。

イ 口腔ケアと栄養ケアの連携を図り、リハビリテーションの一体的取組を推進し、見直しの内容について関係職種間で一体的に共有していること。

ウ 共有した情報を活用し、リハビリテーション計画について必要に応じて調整を行う。見直しの内容について関係職種間で一体的に共有していること。

改定後 (一体的に実施した場合の評価なし)

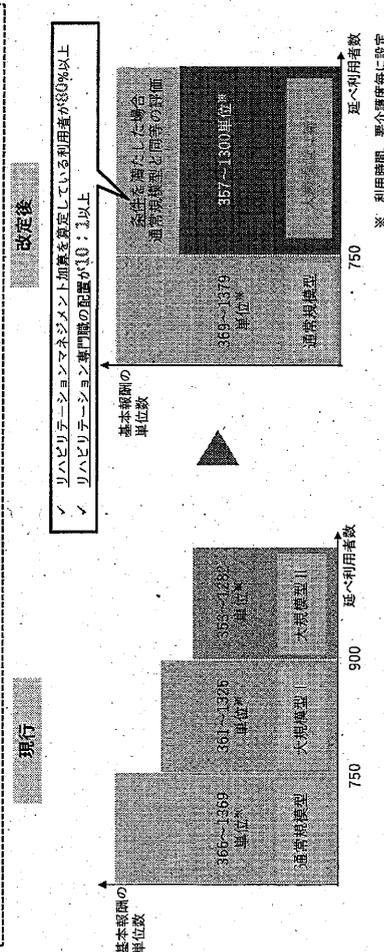


通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し 告示改正

■ 大規模型事業所であってもリハビリテーション・マネジメントが充実している事業所を評価する観点から、通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬について見直しを行う。

【算定要件】

- 現行3段階に分かれている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型・大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
- リハビリテーション・マネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%を超えていること。
- 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。



居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実 告示改正

■ 居宅療養管理指導費について、通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、算定対象を通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直す。

【算定対象】

- 管理栄養士及び歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導について、算定対象を「通院又は通所が困難な者」から「通院が困難な者」に見直す。

利用者等の状況

利用者等の状況	通所可	通所不可
通院可	○	×
通院不可	×	○

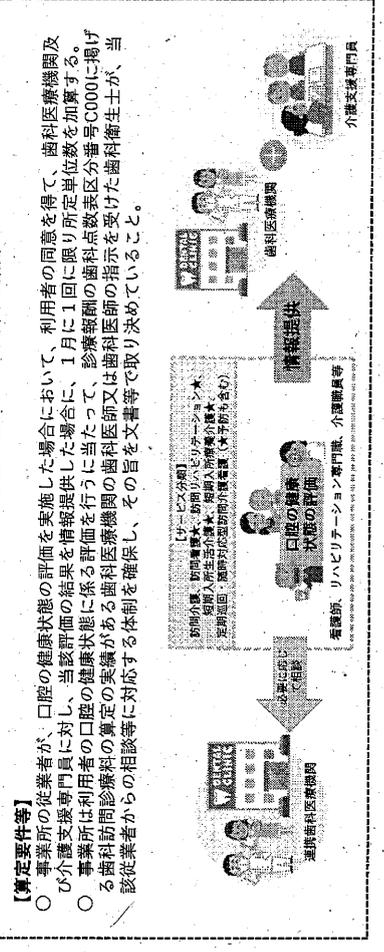
○：算定可
×：算定不可

訪問サービス及び短期入所サービスにおける口腔管理に係る連携の強化 告示改正

■ 訪問サービス及び短期入所サービスにおいて、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【算定要件等】

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数数表区分番号C0001に掲げられた訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対する相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めておくこと。

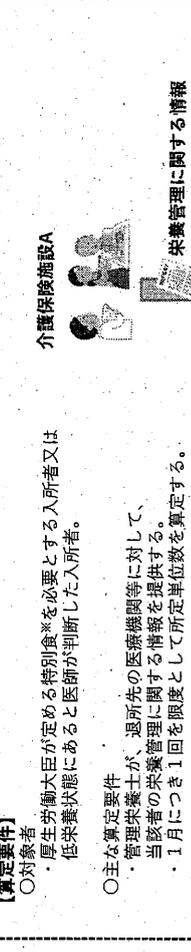


退所者の栄養管理に関する情報連携の促進 告示改正

■ 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の入所者等が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。

【算定要件】

- 対象者
 - 厚生労働大臣が定める特別食*を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。
- 主な算定要件
 - 管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
 - 1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。



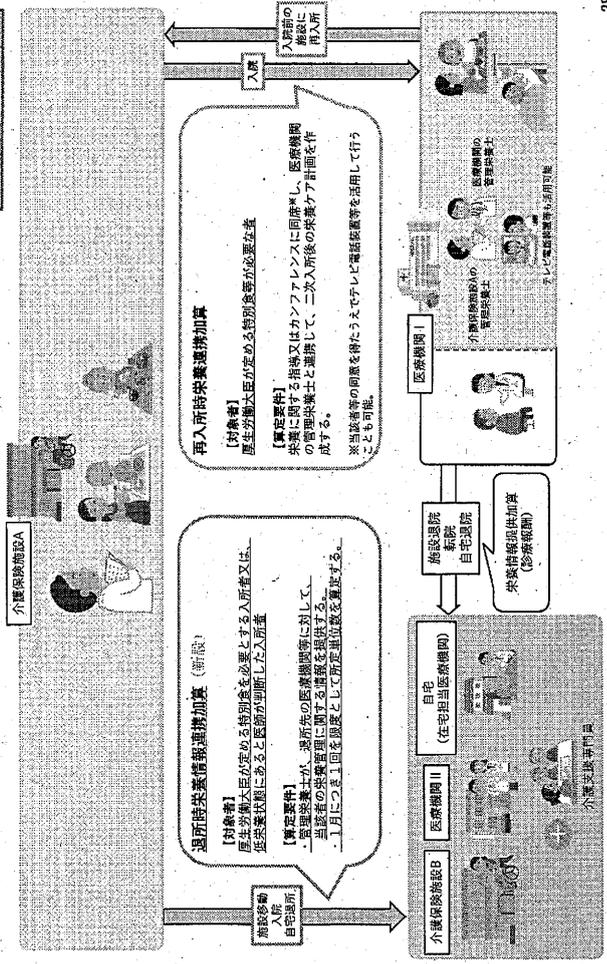
【単位数】

- <改定後> 70単位/回 (新設)
- <現行> なし

【算定要件】

- 対象者
 - 退所時栄養情報連携加算 70単位/回 (新設)
- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

栄養に関する情報連携のイメージ図



自立支援・重度化防止に係る取組の推進

通所介護等における入浴介助加算の見直し

告知・通知改正
■ 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、見直しを行う。

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（加算Ⅱのみ）

【単位数】
<現行>
入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日
入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日
【算定要件】

<改定後>
変更なし
変更なし
変更なし

<入浴介助加算(Ⅰ)> (現行の入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)
- 入浴介助に携わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこととする。
<入浴介助加算(Ⅱ)> (現行の入浴介助加算(Ⅱ)の要件に加えて)
- 医師等に代わり介護職員が介助し、医師等の指示のもと情報連携機器等を活用して沐浴装置を行い、医師等が評価・助言する場においても算定可能とする。

【算定要件】
- 場舎に併設する専用O&Aや浴室等の内容を各号に明記する。
① 事前可搬機器等を使用して利用者の入浴介助の計画を記載することができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員が実施し、利用者の同意を得て実施することとする。
② 個別の入浴計画に基づき実施することとする。
③ 利用者の入浴介助の状況に応じて、福祉用具等を使用することとする。

<入浴介助加算(Ⅱ)>
- 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことのできる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員等の他住宅改修に際しては専門的知識及び経験を有する者

【算定要件】
- 場舎に併設する専用O&Aや浴室等の内容を各号に明記する。
① 事前可搬機器等を使用して利用者の入浴介助の計画を記載することができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員が実施し、利用者の同意を得て実施することとする。
② 個別の入浴計画に基づき実施することとする。
③ 利用者の入浴介助の状況に応じて、福祉用具等を使用することとする。

<入浴介助加算(Ⅱ)> 入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて

利用者の居宅を訪問
利用者を訪問
利用者の居宅を訪問
利用者を訪問

通所介護事業所
通所介護事業所
通所介護事業所
通所介護事業所

利用者の居宅を訪問
利用者を訪問
利用者の居宅を訪問
利用者を訪問

通所介護事業所
通所介護事業所
通所介護事業所
通所介護事業所

介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進

告知改正
■ 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に促進する観点から、指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。
ア 入所前後訪問指導割合に係る指標については、それぞれの区分の基準を引き上げる。
イ 退所前後訪問指導割合に係る指標については、それぞれの区分の基準を引き上げる。
ウ 支援相談員の配置割合について、支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価する。
また、基本報酬については、在宅復帰・在宅療養支援機能に係る指標の取組を踏まえ、施設類型ごとに適切な水準に見直しを行うこととする。

介護老人保健施設

在宅復帰・在宅療養支援等指標	下品評価項目 ①-⑩	項目に応じた値を足し合わせた値 (最高値: 90)
①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10 35%以上 10 40%以上 10	10%以上 5 15%以上 5 20%以上 5
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10 35%以上 10 40%以上 10	10%以上 5 15%以上 5 20%以上 5
⑤居宅サービスの実施数	39+α 5	2サービス (訪問リハビリテーションを含む) 3
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 (PT、OT、STいずれも配置) 5	5以上 3 3以上 2
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5 3以上 (社会福祉士を配置含む) 5	(設定なし) 2以上 3 2以上 1
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3
⑨嚥下吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3
⑩経営栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3
		0、1サービス 0 3未満 0 2未満 0 35%未満 0 5%未満 0 5%未満 0

自立支援・重度化防止に係る取組の推進

かかりつけ医連携薬利調剤加算の見直し

告知改正
■ かかりつけ医連携薬利調剤加算(Ⅰ)について、施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬利を評価・調整した場合に加え、施設において薬利を評価・調整した場合も評価する新たな区分を設ける。その上で、入所前の主治医と連携して薬利を評価・調整した場合の区分を高く評価する。

ア 処方を変更する際の留意事項を医師、薬剤師及び看護士等の多職種で共有し、処方変更に伴う病状の悪化や新たな副作用の有無について、多職種で確認し、必要に応じて総合的に評価を行うこと。
イ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方を対象とする。
ウ 入所者やその家族に対して、処方変更に伴う注意事項の説明やポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発を行うこと。

介護老人保健施設 ※入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の通所時に加算

【単位数】
<現行>
かかりつけ医連携薬利調剤加算(Ⅰ) 140単位/回
<改定後>
かかりつけ医連携薬利調剤加算(Ⅰ) 140単位/回
かかりつけ医連携薬利調剤加算(Ⅱ) 70単位/回

【算定要件】
- 医師又は薬剤師が調剤の処方箋に基づき、処方変更に関する研修を受講することとする。
- 処方変更の際に、医師又は薬剤師が処方箋に基づき、処方変更に関する研修を受講することとする。
- 処方変更の際に、医師又は薬剤師が処方箋に基づき、処方変更に関する研修を受講することとする。

科学的介護推進体制加算の見直し

告示・通知改正

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、見直しを行う。

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、介護医療院

- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直し。
- その他、LIFE関連加算に共通した以下の見直しを実施。
 - 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

自立支援促進加算の見直し

告示・通知改正

- 自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、見直しを行う。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【単位数】
 < 実行 >
 自立支援促進加算 300 単位/月
 ▲ 改定後 >
 自立支援促進加算 280 単位/月 (奉還)
 (介護老人保健施設は300単位/月)

- 【見直し内容】
- 医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、「3月に1回」へ見直しすることで、事務負担の軽減を行う。
 - その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。

アウトカム評価の充実のための加算等の見直し

告示・通知改正

- ADL維持等加算、排せつ支援加算、褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策管理)について、介護の質の向上に際する取組を推進する観点や自立支援・重症化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、見直しを行う。

<ADL維持等加算>

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【単位数】
 < 実行 >
 ADL維持等加算 (I) ADL利用(※)が1以上
 ADL維持等加算 (II) ADL利用が2以上
 ▲ 改定後 >
 ADL維持等加算 (I) ADL利用(※)が1以上
 ADL維持等加算 (II) ADL利用が3以上 (アウトカム評価の充実)
 (※) ADL利用：評価対象利用開始月の翌月から算定して6月目の月に測定したADL(無陸線して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値)

- ADL利用の計算方法について、初回の算定日から12月以内の者や他の事業所が提供するリハビリテーションを併用している場合における要件を簡素化する。【通知改正】

<排せつ支援加算>

看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【単位数】
 排せつ支援加算について、排せつ支援加算で評価の対象となるアウトカムへ追加する。
 < 実行 >
 排泄・排便の状態の改善
 ▲ 改定後 >
 排泄・排便の状態の改善
 ・おむつ使用ありなしに改善
 ・おむつ使用ありなしに改善 (アウトカム評価の充実)

<褥瘡マネジメント加算等>

看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- 褥瘡の治癒後に再発がないことに加え、治癒についても、褥瘡マネジメント加算等で評価の対象となるアウトカムに見直し。
- 褥瘡発生時のリスクが高い利用者に褥瘡の発生がない
 ・褥瘡発生時のリスクが高い利用者に対する褥瘡の発生がない
 ・施設入所時等に認められた褥瘡の治癒後に再発がない
 ・施設入所時等に認められた褥瘡の治癒後に再発がない (アウトカム評価の充実)

3. 良質な介護サービスの提供に不可欠な働きやすい職場づくり

介護職員の処遇改善(令和6年6月施行)

告示改正

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへと確実につなげるよう加算率の引上げを行う。

- 介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせ4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

【加算対象】
 通所介護、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、療養介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

< 実行 >	介護職員処遇改善加算(I)	13.7%	介護職員等特定処遇改善加算(IV)	14.5% (新設)
	介護職員処遇改善加算(II)	10.0%	介護職員等特定処遇改善加算(V)(I)~(I4)	14.5% (新設)
	介護職員処遇改善加算(III)	5.5%	介護職員等特定処遇改善加算(V)(II)~(II4)	14.5% (新設)
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	6.3%	介護職員等特定処遇改善加算(V)(III)~(III4)	14.5% (新設)
	介護職員等特定処遇改善加算(II)	4.2%	介護職員等特定処遇改善加算(V)(IV)~(IV4)	14.5% (新設)
	介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%		

※：加算率はサービス毎の介護職員の労働時間数に基き算定されており、上記は訪問介護の例。処遇改善加算を除く加算後の総額が総額に上記の加算率を乗じる。
 ※：上記の訪問介護の場合、現行の3加算の取得状況に基づく加算率と比べて、改定後の加算率は2.1%ポイント引き上げられている。
 ※：なお、産道指定区分として、令和6年度末まで介護職員等特定処遇改善加算(V)(I)~(I4)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今後の改定による加算率の引上げを行うことができる。

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率(上記)並びに月額賃金改善に関する要件及び職場環境等要件に関する減額緩和措置を講じる。

省令改正
 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
 ■ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。＜経過措置3年間＞

短期入所サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

省令改正
 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
 ■ 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

【単位数】
 生産性向上推進体制加算 (I) 100単位/月 (新設)
 生産性向上推進体制加算 (II) 10単位/月 (新設)
 【算定要件】
 <生産性向上推進体制加算 (I) >
 ○ (I) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
 ○ 見守り機器等のテクノロジーを導入していること。
 ○ 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組等を行っていること。
 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行うこと。
 <生産性向上推進体制加算 (II) >
 ○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施していること。
 ○ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行うこと。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化
 ■ 見守り機器等のテクノロジーの積極活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準を特例的に柔軟化する。

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

○ 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数については、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3 (要支援者の場合は10) 又はその端数を増すことに0.9以上であること」とする。

<改定後 (特例的な柔軟化の新設) >

利用者	3	介護職員 (+看護職員)	6.9
(要支援の場合は10)			

<改定後 (特例的な柔軟化の新設) >

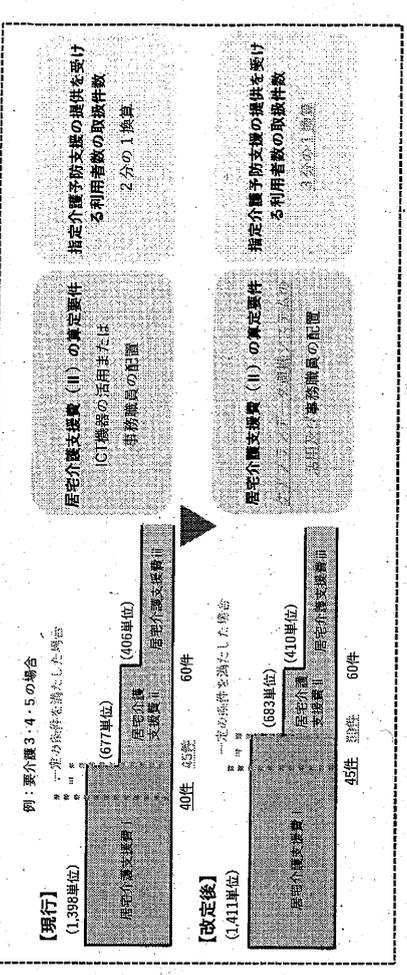
利用者	3	介護職員 (+看護職員)	1
(要支援の場合は10)			

※安全対策の具体的な要件
 ○ 職員に対する十分な研修期間の確保等の取組、要介護者への配慮
 ○ 緊急時の体制整備 (近隣住民職員を中心とした緊急時多量要員の確保等)
 ○ 構内の不慣れた要介護者の実施 (スカーターとの連携を含む)
 ○ 職員に付する必要な教育の実施
 ○ 防護に必要な利用者に對する防護の個別実施

※人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これを少なくとも3か月以上試行し、試行期間中に對しては通常の人員配置基準を遵守すること、現職職員の職員が適度に反転させるよう、要介護ケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認すること、当該データを指定書等に提出することとする。

省令改正
 ■ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、「45未満」を「45未満」に改め、かつ、事務職員を配置している場合に改め、取扱件数を「50未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数を乗じて件数に加えることとする。

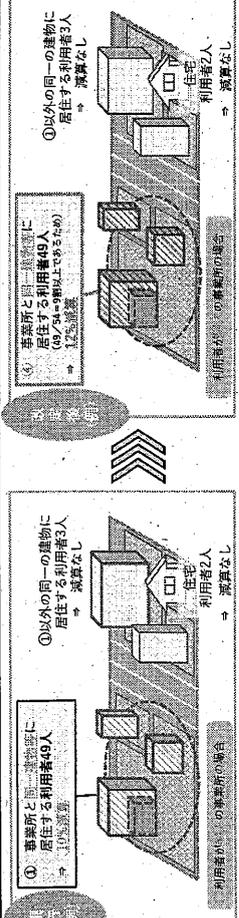
居宅介護支援



4. 制度の安定性・持続可能性の確保

訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

■ 訪問介護の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。



減算の内容

減算率	算定要件
10%減算	①：事業所と同一建物内に居住する利用者49人、同一建物内に居住する利用者3人(併設型)
15%減算	②：事業所と同一建物内に居住する利用者49人、同一建物内に居住する利用者3人(併設型)
10%減算	③：上記①以外の範囲に居住する利用者49人、同一建物内に居住する利用者3人(併設型)
10%減算	④：上記①以外の範囲に居住する利用者49人、同一建物内に居住する利用者3人(併設型)

脚注：
訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 減算とならないもの

短期入所生活介護における長期利用の適正化

■ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位の均等を図ることとする。

短期入所生活介護

併設型	単体型	併設型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬 (31日~60日)	787単位	745単位	847単位
長期利用者減算適用後 (61日以降) (新設)	757単位	715単位	817単位
(参考) 介護老人福祉施設	732単位	715単位	815単位

○ 短期入所生活介護 <改定後>

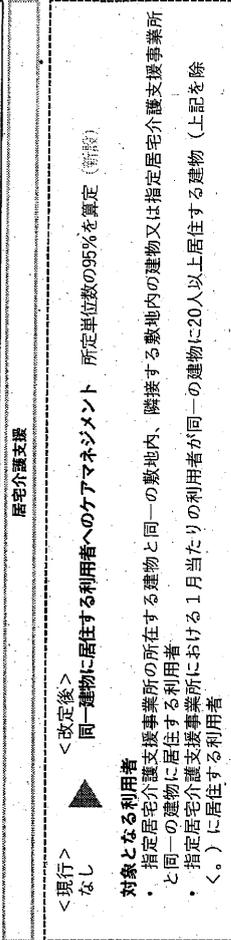
※ 短期入所生活介護の長期利用について、介護福祉施設サービス費と同単位数とする。
(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

○ 介護予防短期入所生活介護 <改定後>

連続して30日を超えて同一事業所に入所している利用者の介護予防短期入所生活介護費について、介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の、75/100(要支援1)又は93/100(要支援2)に相当する単位数を算定する。(新設)

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

■ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に同居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。



多床室の室料負担(令和7年8月施行)

■ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「II型」の介護医療院について、新たに室料負担(月額8千円相当)を導入する。

短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院

○ 以下の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る。)の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
- 「II型」の介護医療院の多床室

○ ただし、基準費用額(居住費)を増額することで、一定未満の所得の方については利用者負担を増加させない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護度	介護・看護利用者	介護利用者	夜間のみサービス必要とする利用者(新設)
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 基本夜間訪問サービス費：989単位/月
要介護2	12,413単位	9,720単位	【出来高】 要介護巡回サービス費：372単位/回 同時巡回サービス費(1)：567単位/回 同時巡回サービス費(2)：764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合)
要介護3	18,948単位	16,140単位	
要介護4	23,358単位	20,417単位	
要介護5	28,298単位	24,692単位	

(※) 連携型事業所も同様

運動の促進 簡素化	
告知改正	告知改正
運動器機能向上加算の基本報酬への包括化	
<p>■ 介護予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。</p>	<p>■ 介護予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。</p>
<p>【単位数】 <現行> 運動器機能向上加算 225単位/月 運動器機能向上加算Ⅰ 480単位 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位</p>	<p>【単位数】 <改正案> 廃止 (基本報酬で評価) 廃止 (個別の加算で評価) 一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)</p>
<p>○ 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。</p> <p>○ 運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。</p>	<p>○ 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。</p> <p>○ 運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。</p>
<p>■ 認知症情報提供加算の廃止</p> <p>介護老人保健施設</p>	<p>■ 認知症情報提供加算について、算定実績等を踏まえ、廃止する。</p> <p>介護老人保健施設</p>
<p>■ 地域連携診療計画情報提供加算の廃止</p> <p>介護老人保健施設</p>	<p>■ 地域連携診療計画情報提供加算について、算定実績等を踏まえ、廃止する。</p> <p>介護老人保健施設</p>
<p>■ 長期療養生活移行加算の廃止</p> <p>介護医療院</p>	<p>■ 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。</p> <p>介護医療院</p>

5. その他

その他	
告知改正	告知改正
画面掲示 規制の見直し	
<p>■ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「画面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しななければならないこととする。 (※令和7年度から義務付け)</p>	<p>■ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「画面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しななければならないこととする。 (※令和7年度から義務付け)</p>
全サービス	
通所サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化	
<p>■ 通所サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。</p> <p>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、療養通所介護</p>	<p>■ 通所サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。</p> <p>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、療養通所介護</p>
<p>○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態(例えば、近隣の親戚の家)がある場所へ送迎を可能とする。</p> <p>○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合において、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。 ※なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。</p>	<p>○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態(例えば、近隣の親戚の家)がある場所へ送迎を可能とする。</p> <p>○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合において、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。 ※なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。</p>
その他	
基準費用額(居住費)の見直し(令和6年8月施行)	
<p>■ 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比すると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘察し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。</p> <p>短期入所系サービス、施設系サービス</p>	<p>■ 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比すると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘察し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。</p> <p>短期入所系サービス、施設系サービス</p>
<p>○ 基準費用額(居住費)を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。</p> <p>○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を踏まえ、利用者負担が増えないようにする。</p>	<p>○ 基準費用額(居住費)を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。</p> <p>○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を踏まえ、利用者負担が増えないようにする。</p>

介護職員の処遇改善について

検索エンジンにて、「厚生労働省 処遇改善」と検索



ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善に係る加算の概要

- PDF 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の概要 [1.7MB]
- PDF 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求状況 [166KB]

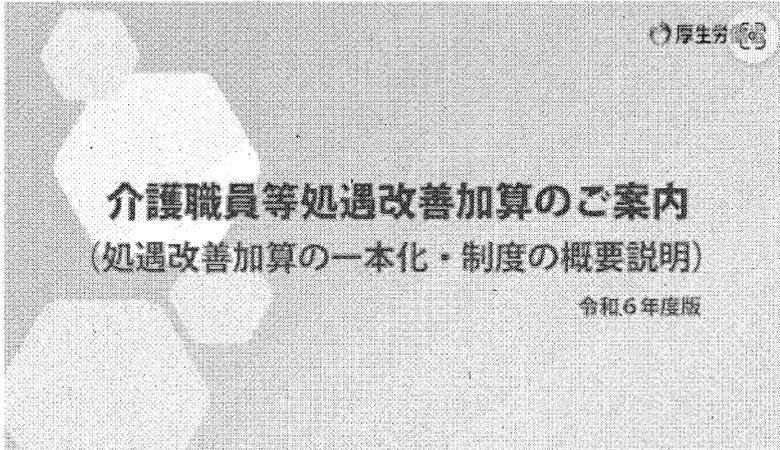
令和6年度介護報酬改定での見直しの概要・令和6年度の申請様式等

(令和6年度分)

(まずはこちらをご覧ください)

- PDF 事業者向けリーフレット [1.1MB]
- PDF 制度概要・全体説明資料 [1.2MB]
- PDF 事務担当者向け・詳細説明資料 [830KB]

(制度概要説明動画)



介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算にかかる加算については、令和6年度から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化。

一本化された新加算等の概要については、左記、「事業者向けリーフレット」等の資料や制度概要説明動画にて確認できます。

(通知本文)

- PDF 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について [304KB]
- PDF 別紙1 [348KB]

(様式)

※最新の可変媒体(介護保険最新情報Vol.1209で周知した媒体から修正・更新あり。)
※令和6年3月26日:「○」「×」の自動判定式等の計算式等の修正を反映。

- X 別紙様式2(処遇改善計画書) [1.1MB]
- X 別紙様式3(実績報告書) [397KB]
- X 別紙様式4(変更に係る届出書) [22KB]
- X 別紙様式5(特別な事情に係る届出書) [25KB]
- X 別紙様式6(小規模事業所用・計画書) [811KB]
- X 別紙様式7(加算未算定事業所用・計画書・実績報告書) [175KB]

加算を算定するには、処遇改善計画書の届出も必要です(左記様式の一部は大阪府のHPにも掲載しています。)

計画書の作成にあたっては、①(参考1)の記入例や、②等の記入方法説明動画を確認ください。

(参考1)

- 別紙様式2 (処遇改善計画書) 記入例 [1.1MB]
- 別紙様式3 (実績報告書) 記入例 [402KB]
- 別紙様式6 (小規模事業者用・計画書) 記入例 [815KB]
- 別紙様式7 (加算未算定事業者用・計画書・実績報告書) 記入例 [190KB]

①

(参考2)

大規模事業者用様式 (※最大1200事業所まで対応したもの。ファイルサイズが大きいためご注意ください)

- 別紙様式2 (処遇改善計画書) [8.7MB]
- 別紙様式3 (実績報告書) [1.2MB]

手書き用様式 (※Excelではなく手書きで作成・提出する場合)

- 別紙様式7 (加算未算定事業者用・計画書・実績報告書) 手書き用様式 [270KB]
- 記入例 (訪問介護の場合) [325KB]

(参考3)

※現行の加算を算定している事業所が、6月以降に算定する新加算の加算区分を検討するためにご活用いただける、支援ツールです。

※令和6年3月26日：自動表示されるメッセージを別紙様式6と合わせて修正。

- 移行先検討・補助シート [79KB]

(参考4)

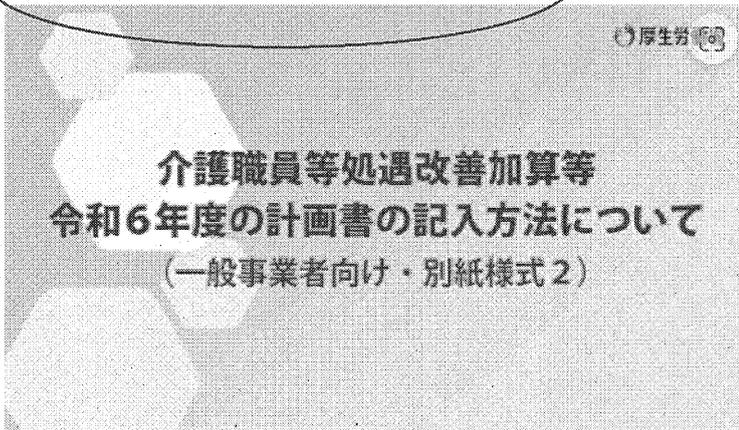
- 介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A (第2版) [527KB]
- (令和6年4月4日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算」⇒「令和6年6月以降の新加算」の移行はこちらで検討できます。

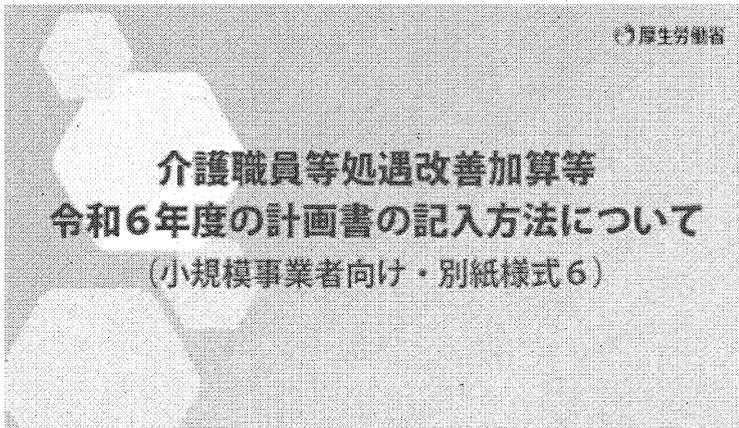
シートの活用にあたっては、③の「移行先検討・補助シート」の説明動画もあわせて確認ください。

(別紙様式2・記入方法 説明動画)

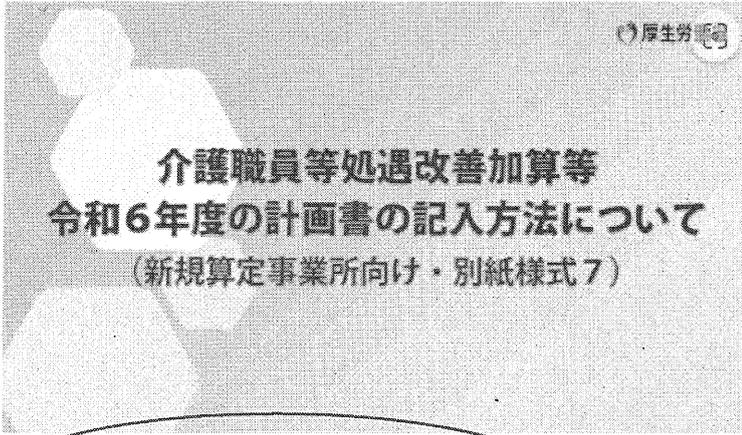
②



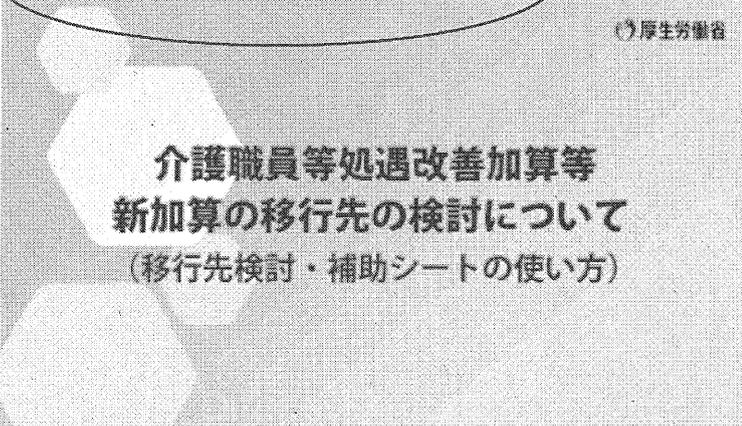
(別紙様式6・記入方法 説明動画)



(別紙様式7・記入方法 説明動画)



(移行先検討・補助シート 説明動画) ③



「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

※加算率は全て訪問介護の例

一本化
要件を再編・統合 & 加算率引上げ

+新加算V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



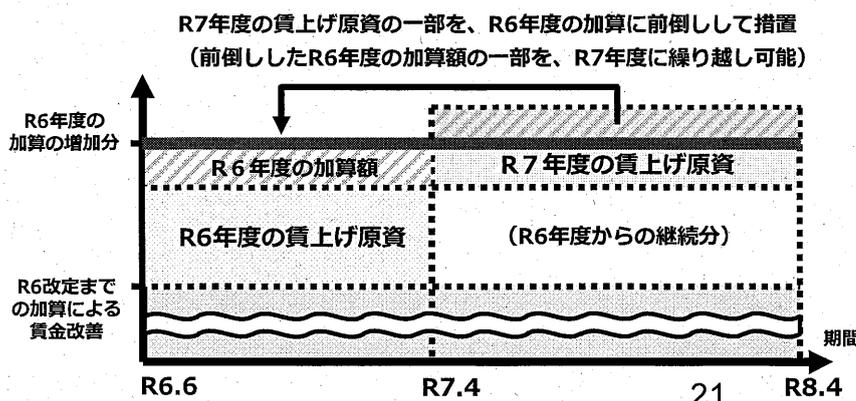
令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
(加算率22.1%～7.6%)

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは...

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1 キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系)

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III

キャリアパス要件 III (昇給の仕組み)

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件 IV (改善後の賃金額)

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

☞ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I

キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置)

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2 月額賃金改善要件

R7年度から適用 I～IV

月額賃金改善要件 I

- 新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てる。

☞ 現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。(賃金総額は一定のままで可)

現行ベア加算未算定の場合のみ適用 I～IV

月額賃金改善要件 II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善(月給の引上げ)を行う。

☞ 新加算I～IVへの移行に伴い、現行ベア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3 職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

- I・II ● 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

- III・IV ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

※ 新加算(I～V)では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

現行3加算から新加算への要件の推移

〈現行〉

〈一本化後〉

- 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ
- 特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ
- ベースアップ等支援加算

- 新加算Ⅰ～Ⅳ（介護職員等処遇改善加算）**
- R6年度中は現行の加算の要件等を継続することも可能（激変緩和措置）
 - その上で、一律に加算率を引上げ

R6.6

R7.4



➡ 対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅰは、加算を算定する全ての事業所に関係します。各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



(参考1) 新加算への移行の例

※加算率は全て
訪問介護の例

例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	<ul style="list-style-type: none"> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの特例を活用(処遇Ⅰ相当) 職種間配分ルールの改正で上位移行が可能に(特定Ⅱ相当) 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ベア加算	あり(2.4%)		

例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅰ(13.7%)	<ul style="list-style-type: none"> この機会に現行のベア加算を新規算定 加算率引上げ 	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	Ⅱ(4.2%)		
ベア加算	なし		

(参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様(ただし、提出期限は各都道府県において設定)。
体制届出 (体制等 状況一覧表)	<p>現行3加算(4月・5月分)は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分(新加算)についても、4月分の体制届出と同じタイミング(4月1日～4月15日)で届出可能。</p> <p>新加算(6月以降分)は5月15日(居宅系)又は6月1日(施設系) ※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。</p>

(参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス区分	(夜間対応型)訪問介護、定期巡回	(予防)訪問介護	(地密)通所介護	(予防)通所リハビリテーション	(地密)(予防)特定施設入居者生活介護	(予防)認知症対応型通所介護	(看護)(予防)小規模多機能型居宅介護	(予防)認知症対応型共同生活介護	(地密)介護福祉施設、(予防)短期入所療養介護(老健)	介護保健施設、(予防)短期入所療養介護(老健)	医療(予防)短期入所療養介護(老健以外)
新加算Ⅰ	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほか、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算Ⅴ(1)～(14)を用意。

お問い合わせ先 厚生労働省相談窓口
(加算の一本化) 電話番号：050-3733-0222
受付時間：9:00～18:00(土日含む)
24

計画書の様式や
各種の参考資料は
厚労省HPに掲載
(順次更新)⇒



令和6年6月からの介護職員等処遇改善について

1. 介護職員等処遇改善の基本的な考え方（通知（※1）抜粋）

○令和6年度介護報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算が一本化。

○具体的には、介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）へ一本化。

○令和6年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の引上げを行うとともに、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとながら、配分方法について工夫。

○事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新加算と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式へ。

○併せて、新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間あり。

○具体的には、月額賃金改善要件Ⅰと、職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予。

○また、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たすことが可能。

○さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度未までの間、それぞれ新加算V(1)~(4)を算定できる。

(※1) … 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知）」。

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について (令和6年度中の加算Ⅴの要件については、※1の通知別紙1を参照ください。)

(※1) … 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方や並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知)」

(※2) … 「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A (第1版)」の送付について (令和6年3月15日 事務連絡)

2. 算定要件

(1) キャリアパス要件 (朱文字は、令和6年度の取扱い)

I	加算				通知 (※1)	QA (※2)
	II	III	IV			
○	○	○	○	○	<p>キャリアパス要件</p> <p>次の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件 (介護職員の賃金に關するものを含む。) を定めていること。 2. 1に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系 (一時金等の臨時的に支払われるものを除く。) について定めていること。 3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規程を備え、全ての介護職員に周知していること。 <p>※常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記3の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月未までに上記1及び2の定めを履行することを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。</p> <p>※ただし、必ず令和7年3月未までに当該定めを履行し、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>	<p>問4-1 キャリアパス要件Ⅰで「就業規則等の明確な根拠規程を備え」とあるが、この「等」とはどのようなものが考えられるのか。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人全体の取扱要領や労働基準法上の就業規則作成義務のない事業場 (常時雇用する者が10人未満) における内規等を想定している。 ・ なお、令和6年度の処遇改善計画書等の様式の中で、別紙様式7の参考2として、キャリアパスや賃金規程のモデル例を掲載しているため、就業規則作成義務のない事業場においては特に参考にされたい。 <p>問4-6 キャリアパス要件Ⅲとキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違いは如何。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めないものである。一方、キャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づき昇給の仕組みを設けることを要件としている。

キャリアパス要件II

- 次の1及び2を満たすこと。
1. 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価のための勤務ソフトの調整、休暇の付与、費用資格取得のための支援（研修受講のための勤務ソフトの調整、研修ソフトの調整、研修費用の補助等）を実施すること。
 - b 1について、全ての介護職員に周知していること。
 2. 1に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記1の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件IIを満たすものとして取り扱っても差し支えない。
- ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

キャリアパス要件II 続き

問4-2 キャリアパス要件IIで「介護職員と意見を交換しながら」とあるが、どのような手法が考えられるか。

(答)

- ・ 様々な方法により、可能な限り多くの介護職員の意見を聴く機会（例えば、対面に加え、労働組合がある場合には労働組合との意見交換のほか、メール等による意見募集を行う等）を設けるように配慮することが望ましい。

問4-3 キャリアパス要件IIの「資質向上のための目標」とはどのようなものが考えられるのか。

(答)

- ・ 「資質向上のための目標」については、事業者において、運営状況や介護職員のキャリア志向等を踏まえ適切に設定されたい。

- なお、例示するものは次のようなものが考えられる。
- ① 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること
- ② 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率の向上

問4-4 キャリアパス要件IIの「具体的取り組み」として、「資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと」とあるが、そのうち「資質向上のための計画」とはどのようなものが考えられるのか。

(答)

- ・ 「資質向上のための計画」については、特に様式や基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画期間等の定めは設けておらず、必ずしも資金改善実施期間と合致していなくともよい。
- ・ その運用については適切に取り組んでいただくとともに、無理な計画を立てて、かえって業務の妨げにならないよう配慮されたい。
- ・ 例示するものは次のようなものが考えられるが、これに捉われず、様々な計画の策定をしていただき、介護職員の資質向上に努められたい。

研修計画

研修テーマ	研修者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
キャリアパス実現への対応	全職員												
基本的な介護、マナーの研修	初任職員												
認知症の方への理解	中堅職員												
介護現場で働く上で必要なこと	全職員												
基本動作・動作の習得	全職員												
感染予防の研修	全職員												
法令遵守の研修	リーダー職員												
サービスの向上	リーダー職員												

その他の計画

- 採用1～2年目の介護職員に対し、3年以上の経験者を指導者として変更、日常業務中での技術指導・業務に対する相談を実施する。
- 県・国のキャリアパスコンテスト、ケース検討の委嘱（希望者）
- 都道府県などの研修（修学）
- 都道府県が実施する研修会への参加（希望者）

問4-5 キャリアパス要件IIの「介護職員の能力評価」とは、どのようなものが考えられるのか。

(答)

- ・ 個別面談等を通して、例えば、職員の自己評価に対し、先輩職員・サービス担当者・ユニットリーダー・管理者等が評価を行う手法が考えられる。
- ・ なお、こうした機会を適切に設けているのであれば、必ずしも全ての介護職員に対して評価を行う必要はないが、介護職員が業務や能力に対する自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認しあうことは重要であり、趣旨を踏まえ適切に運用していただきたい。

	<p>キャリアパス要件Ⅲ</p>	<p>○ ○ ○ ○</p>
<p>次の1及び2を満たすこと。 1 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み b 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み c 介護福祉士等の資格の取得や実務研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 2 1の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>※常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記2の要件を満たすこととしても差し支えない。 ※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記1の仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。 ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>	<p>問4-6 キャリアパス要件Ⅲとキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違い如何。【再掲】 (答) ・ キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を定めることまでは求めていないものである。 一方、キャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。</p> <p>問4-7 キャリアパス要件Ⅲの昇給の方式については、手当や賞与によるものでもよいか。 (答) ・ キャリアパス要件Ⅲを満たすための昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、手当、賞与等を問わない。</p> <p>問4-8 非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅲによる昇給の対象となるか。 (答) ・ キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。 ・ また、介護職員であれば、派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、新加算等の対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。キャリアパス要件Ⅲを満たす必要がある場合であって、派遣労働者を新加算等の対象とする場合には、当該派遣職員についてもキャリアパス要件Ⅲに該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。</p> <p>問4-9 「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。 (答) ・ 昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。</p> <p>問4-10 新加算の算定のため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するが、当該承認が計画書の提出期限の令和6年4月15日までに間に合わない場合、新加算を算定できないのか。 (答) ・ 処遇改善計画書（別紙様式2-1 2(3)）に記載する就業規則等の内容について、令和6年4月15日の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点で暫定的内容を記載することとしてよい。その後、内容に変更が生じ、処遇改善計画書に記載の内容の修正が必要となった場合には、適宜、処遇改善計画書の変更を届け出ることに。</p>	<p>キャリアパス要件Ⅲ 続き</p>

キャリアパス要件IV

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)
ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。
・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
※令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の見込額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均とする。)以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。

問5-1-1 令和7年度以降月額8万円以上の要件が削除されたのはなぜか。令和6年6月分から令和7年3月まではどのように考えればよいか。

(答)
・ 旧3加算の本化により、旧特定加算が廃止されることに伴い、旧特定加算による賃金改善額が月額8万円以上という従前の要件の継続が難しくなったことから、令和7年度以降、月額8万円以上の要件について廃止することとしたものである。
・ ただし、激変緩和措置として、令和6年度に限り、旧特定加算相当の見込額を用いて月額8万円以上の改善を行っていいこととしている。その際、「旧特定加算相当の見込額」については、例えば、令和6年6月以降、新加算Iを算定する場合であれば、6月以降も旧特定加算Iを算定し続けていた場合に見込まれる加算額を用いる等の適当な方法で推計して差し支えない。

問5-2-1 新加算等による賃金改善後の年収が440万円以上(令和6年度にあっては旧特定加算相当による賃金改善の見込額が月額8万円以上)となる場合を含む。以下同じ。)かを判断するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。

(答)
・ 「処遇改善後の賃金が役員者を除く全従業員平均賃金(440万円)以上の処遇改善となる者に係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。なお、処遇改善後の賃金1440万円については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含めず判断する。

問5-2-2 新加算等については、法人単位の申請が可能とされているが、キャリアパス要件IVについても法人単位での取扱いが認められるのか。

(答)
・ 貴見のとおり。法人単位で申請を行う場合、月額8万円又は年額440万円の要件を満たす者の設定・確保を行う場合、法人全体で、一括して申請する事業所の数以上、要件を満たす職員が設定されなければよい。例えば、5事業所について一括して申請する場合、5事業所のそれぞれに要件を満たす職員を配置する必要はなく、全体で5人以上の要件を満たす職員が在籍していればよい。
・ その際、一括して申請する事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、処遇改善計画書にその合理的理由を記載することにより、設定の人数から除くことが可能である。

問5-2-3 キャリアパス要件IVを満たす職員は、経験・技能のある介護職員である必要はあるか。

(答)
・ 貴見のとおり。経験・技能のある介護職員については、勤続年数10年以上の介護福祉士を基本としつつ、各事業所の裁量において設定が可能である。例えば、小規模の事業所であったり、介護福祉士の資格を有する者がいない場合には、介護福祉士の資格を有

さない者を「経験・技能のある介護職員」としてキャリアパス要件Ⅳを満たす職員に計上して差し支えない。
 ・なお、「勤続10年の考え方」については、
 一 勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する
 一 すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を動業して対象とする
 など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。

問5-2-4 「年額 440 万円以上」の改善の対象とし、賃金改善を行っていた経験・技能のある介護職員が、年度の途中で退職した場合には、改めて別の職員について、「年額 440 万円以上」の改善を行わなくてはならないか。

(答)
 ・新加算の配分に当たっては、賃金改善実施期間において、経験・技能のある介護職員のうち、年収 440 万円となる者を 1 人以上設定することが必要であるが、予定していた者が、賃金改善実施期間に退職した場合等においては、指定権者に合理的な理由を説明することにより、算定要件を満たしたものと扱うことが可能である。

問5-3 介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営している場合であっても、新加算等による賃金改善後の年収が 440 万円以上となる者を 2 人設定する必要があるのか。

(答)
 ・介護サービス事業者等において、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に実施しており、同一の就業規則等が適用される等、労務管理が一体と考えられる場合は、同一事業所とみなし、年収が 440 万円以上となる者を合計で 1 人以上設定することにより、キャリアパス要件Ⅳを満たすこととする。

問5-4 介護給付のサービスと介護予防給付のサービス、施設サービスと短期入所サービス、介護老人保健施設と併設する通所リハビリテーションについても同様
 に扱うことは可能か。

(答)
 ・介護給付のサービスと介護予防給付のサービス（通所リハビリテーションと予防通所リハビリテーションなど）については、労務管理が一体と考えられる場合は、同一事業所とみなし、年収が 440 万円以上となる者を合計で 1 人以上設定することにより、キャリアパス要件Ⅳを満たすこととする。
 ・特別養護老人ホーム等と併設されている又は空床利用型である短期入所生活介護、介護老人保健施設等と短期入所療養介護についても、同様に判断することが可能である。
 ・介護老人保健施設に併設する通所リハビリテーション事業所については、原則として、それぞれで、年収 440 万円となる者を設定する必要があるが、キャリアパス要件Ⅳを満たす職員の設定については、処遇改善計画書の作成を一括して行う同一法人全体として満たしていればよいことから、例えば、介護老人保健施設において 2 人年収 440 万円となる者を設定することとしても差し支えない。（問5-2-2を参照）

問5-5 共生型サービスを提供する事業所において、新加算等を算定する場合、年収 440 万円となる者の設定は、介護サービスののみで設定する必要があるのか。

(答)
 ・介護保険の共生型の指定を受け共生型サービスを提供している事業所においては、介護保険の共生型サービスとして、年額 440 万円の改善の対象となる者について、1 人以上設定する必要がある。また、介護サービスと障害福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われたい。ただし、小規模事業所等で加算額全体が少額である場合は、その旨を説明すること。

サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。

キャリアパス要件V

問6-1 介護福祉士等の配置要件について、(地域密着型)(介護予防)特定施設入居者生活介護及び(地域密着型)介護老人福祉施設において、それぞれ、新加算I・II又は日常生活継続支援加算I・IIを算定することにより、満たしたことになる。これについて、通知5(1)④においては、「喀痰吸引を必要とする利用者の割合」に関する要件を満たさないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合に、変更届出は不要ということか。

(答)

・ 真見のとおり。
・ 旧特定加算並びに新加算I、V(1)、V(2)、V(5)、V(7)及びV(10)については、キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)を満たす必要があり、その要件の適合状況に変更がある場合は、変更の届出を行うこととしているが、「喀痰吸引を必要とする利用者の割合」に関する要件を満たさないことにより、入居継続支援加算を算定できない場合は、直ちに変更することを求めるものではなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続しない限りは、新加算等の加算区分を変更する必要はない。
・ 一方で、上記の入居継続支援加算等を算定できない状況が常態化し、4か月以上継続した場合に、4ヶ月目以降、新加算等の加算区分の変更が必要となる。
・ 例えば、7月まで入居継続支援加算等を算定し、新加算Iを算定していたが、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件を満たさないことにより8月、9月、10月と入居継続支援加算等を算定できず、11月も同様の状況が継続すると分かった場合には、11月分の算定から、新加算Iではなく、新加算IIへの加算区分の変更が必要となる。ただし、新加算I等の算定には、各都道府県国民健康保険団体の事業所台帳上でサービス提供体制強化加算I・II、入居継続支援加算I・II又は日常生活継続支援加算I・IIを算定可能となつていないことが必要であることから、上記の場合、事業所台帳上は、8月から10月までの間も入居継続支援加算等の算定を可能としておく必要があることに留意すること。

問6-2 要件を満たさない状態が3か月間以上継続しなければ変更届出が不要な場合には、喀痰吸引を必要とする利用者の割合以外に、どのような要件が含まれるか。

(答)

・ 入居継続支援加算及び日常生活継続支援加算における喀痰吸引を必要とする利用者の割合に関する要件に加え、日常生活継続支援加算の新規入居者の要介護度や認知症日常生活自立度に係る要件が含まれる。
・ これらの要件を満たさないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない場合については、その状態が3か月間以上継続しなければ、継続してキャリアパス要件Vを満たしたことで差し支えない。

問6-3 令和6年度中の新加算の算定対象期間中に、事業所や利用者の状況の変化に伴い、キャリアパス要件Vの適合状況(サービス提供体制強化加算I・II、入居継続支援加算I・II又は日常生活継続支援加算I・IIの算定状況)が変わつたことにより、例えば新加算V(1)を算定できなくなった場合、新加算V(3)を算定することは可能か。

(答)

・ 新加算V(1)~(14)の算定要件は、それぞれ令和6年5月時点で、旧3加算の所定の組み合わせを算定していることから、令和6年6月以降に、新加算Vのある区分から、新加算Vの別の区分に移行することはできない。(問8-2参照)
・ 令和6年6月以降に、例えば新加算V(1)を算定していた事業所が、令和6年6月以降にキャリアパス要件Vを満たすことができなくなった場合、新加算V(1)を継続して算定することはできない。その際、キャリアパス要件V以外の要件が同じ加算区分として新加算V(3)があるが、上記のとおり、新加算V(1)を算定していた事業所が新加算V(3)を新規に算定し始めることはできないため、新加算V(1)から新加算IIに移行することが適当である。
・ 新加算IIを新規に算定し始めるに当たり、追加で満たす必要のある要件は、下表の左欄に掲げる移行前(キャリアパス要件Vを満たしていた期間)の加算区分に応じて、それぞれ下表の右欄のとおりである。なお、キャリアパス要件I~IIIについては、令和6年度中の対応を誓約することで満たしたことで、新加算IIを算定するために直ちに必要になるのは、月額賃金改善要件IIのみとなる。

6月時点の区分	新加算Ⅱを算定するために、追加で満たす必要のある要件
新加算Ⅴ(1)	月額賃金改善要件Ⅱ
新加算Ⅴ(2)	キャリアバス要件Ⅲ
新加算Ⅴ(5)	キャリアバス要件Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅱ
新加算Ⅴ(7)	キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱのいずれか満たしていない方、キャリアバス要件Ⅲ
新加算Ⅴ(10)	キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱのいずれか満たしていない方、キャリアバス要件Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅱ

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について (令和6年度中の加算Vの要件については、※1の通知別紙1を参照ください。)

(※1) …「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知)」

(※2) …「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A (第1版)」の送付について (令和6年3月15日 事務連絡)」

2. 算定要件

(2) 月額賃金改善要件

加算		通知 (※1)	QA (※2)
I	II III IV		
R6 適用なし R7 以降 ○	月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善)	<p>新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当 (以下「基本給等」という。) の改善に充てること。</p> <p>また、事業所等が新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。</p> <p>なお、加算を未算定の事業所が新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合作除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。</p> <p>また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ (賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること) により行うことを基本とする。</p> <p>※月額賃金改善要件Ⅰについては、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の賃金改善の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書において任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。</p>	<p>QA (※2)</p> <p>問3-1 月額賃金改善要件Ⅰについて、「基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えること」で、本要件を満たすこととして差し支えない。」としているが、一部の職員の収入が減額されるような付け替えは可能か。</p> <p>(答)</p> <p>事業所全体の賃金の水準及び個別の各職員の賃金額については、労働組合との労働協約や就業規則等に基づき、労使で協議の上設定されるものである。介護サービス事業所等は、月額賃金改善要件Ⅰを満たすような配分を行った結果、事業所全体の賃金水準が低下しないようにするだけでなく、各職員の賃金水準が低下しないよう努めること。</p>
	月額賃金改善要件 II (旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)	<p>令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間に、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めに新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。</p> <p>※令和6年5月以前に旧3加算を算定していた事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。</p> <p>※本要件の適用を受ける事業所は、初めに新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であった場合、令和6年6月以降に新加算Ⅰを算定した事業所は、令和6年6月6日から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和6年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算V(旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない) を算定し、令和7年4月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>※なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙1表3に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比 (小数第4位以下を切捨て) を乗じて算出した額とする。</p>	<p>資料作成時 (R6. 5. 1時点) ではQAなし</p>

注 (○) は新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧ベースアップ等加算並びに新加算V(2), (4), (7), (9)及び(3)を未算定だった場合に満たす必要がある要件⇒令和6年度中

(○) は新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算V(2), (4), (7), (9)及び(3)を未算定だった場合に満たす必要がある要件⇒令和7年度以降

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について (令和6年度中の加算Vの要件については、※1の通知別紙1を参照ください。)

(※1) …「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方や並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知)」

(※2) …「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A (第1版)」の送付について (令和6年3月15日 事務連絡)」

2. 算定要件

(3) 職場環境等要件 (朱文字は、令和6年度の取扱い)

加算 I II III IV	職場環境等要件	通知 (※1)	QA (※2)
<p>○ (加算区分に応じた必要な取組数等は左記)</p>	<p>通知 (※1)</p> <p>(令和7年度以降の要件)</p> <p>令和7年度以降に新加算IからIVまでのいずれかかを算定する場合は、別紙1表5-1に掲げる処遇改善の取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新加算I又はIIを算定する場合は、別紙1表5-1の「入職促進に向けた取組」 ・新加算III又はIVを算定する場合は、「賃質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、 ・新加算I又はIIを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。 ・また、新加算I又はIIを算定する場合は、同表中「生産性向上 (業務改善及び働く環境改善) のための取組」のうち3以上の取組 (うち④又は⑤は必須) を実施し、 ・新加算III又はIVを算定する場合は「生産性向上 (業務改善及び働く環境改善) のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。 ・なお、新加算I又はIIを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 <p>※生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上 (業務改善及び働く環境改善) のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するよう法人等の小規模事業者は、④の取組を実施すれば、「生産性向上 (業務改善及び働く環境改善) のための取組」の要件を満たすものとする。</p>	<p>問7-1 職場環境等要件の24項目について、毎年、新規に取組を行う必要はあるのか。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新加算等を前年度から継続して算定する場合、職場環境等要件を満たすための取組については従前の取組を継続していればよく、当該年度において新規の取組を行う必要はない。 <p>問7-2 各項目について、それぞれの項目を満たすために、項目内に列挙されている取組の全てを満たさなければならないのか。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの項目を満たすためには、項目内に列挙されている取組のうち、一つ以上を満たせばよい。例えば、「入職促進に向けた取組」区分の「事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築」という項目の場合、「事業者の共同による採用」のみを実施することで、本取組を満たしたことになる。 <p>問7-3 「賃質の向上やキャリアアップに向けた支援」の区分において、「研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動」とあるが、「キャリアアップ制度」とは何か。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護プロフェッショナルキャリアアップ制度は、介護職員が保有している介護の実践スキルについて、どのレベルまで保有している (できる) のか、所属する事業所・施設で実践スキルの「できる」・「できていない」評価を行い、その評価結果をもとに全国共通のレベルにて認定する制度である。詳細については、介護プロフェッショナルキャリアアップ制度のウェブサイトを参照いただきたい。 https://careprofessional.org/caireproweb/jsp/ <p>問7-4 「両立支援・多様な働き方の推進」の区分において、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」とあるが、具体的な取組事例はあるか。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、以下の取組を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> 1 有給休暇を取得しやすい雰囲気。具体的には取得目標 (例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得) を定め、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行う 2 情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行う <p>問7-5 「生産性向上のための業務改善の取組」の区分の取組について、参考にできるものはある。</p> <p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「介護分野における生産性向上ポータルサイト」をご参照いただきたい。 https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html 	
	<p>(令和6年度の経過措置)</p> <p>上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、別紙1表5-2に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容 (別紙1表5-2参照) を全ての介護職員に周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際、新加算I又はIIを算定する場合は、別紙1表5-2の「入職促進に向けた取組」、「賃質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、 ・新加算III又はIVを算定する場合は、別紙1表5-2の取組のうち1以上を実施すること。 ・新加算I又はIIを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 		

表5-1 職場環境等要件（令和7年度以降）

区分	内容
入職促進に向けた取組	<p>①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</p> <p>②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</p> <p>③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の構築（採用の実績でも可）</p> <p>④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業観や向上への取組の実施</p> <p>⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する業務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニコンアドバイザー研修、フューチャースタッフ研修、認知症ケア、サービスマネジメント研修の受講支援等</p> <p>⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p> <p>⑦エールゲーター・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</p> <p>⑧上着や作業靴等によるキャリア意識などを、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保</p> <p>⑨子育てや家庭等の企業等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備</p> <p>⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</p>
面立支援・多様な働き方の推進	<p>①有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている</p> <p>②有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている</p> <p>③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p> <p>④短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>⑤介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施</p> <p>⑥事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p> <p>⑦厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築、（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外注の活用等）を行っている</p> <p>⑧現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している</p> <p>⑨5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・整頓・清掃・清潔・検の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている</p>
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	<p>①業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</p> <p>②介護ソフト（記録、情報共有、請求業務記載が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入</p> <p>③介護ロボット（見守り支援、移動支援、計量支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入</p> <p>④業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、関係業務（食事等の準備や片付け・清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う</p> <p>⑤各種委員会（共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</p> <p>⑥ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>⑦地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の見直し・生徒や住民との交流の実施</p> <p>⑧利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>⑨ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>
やりがい・働きがいの醸成	

表5-2 職場環境等要件（令和6年度中）

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にござわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業見聞や取組の案内 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修支援やより専門性の高い介護技術取得しようとする者に対する専攻研修、認知症ケア、サードスペース機担任者研修、中級職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動 エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 上位者・担当者等によるキャリアアップ相談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会確保 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の充実 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康増進管理対策の徹底 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減 高齢者の活躍（居宅やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の担当）等による役割分担の明確化 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・精進・標準・報告共有）作業負担の軽減 業務手順書の作成や、記録・報告様式の見直し等による情報共有や作業負担の軽減 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上を図る、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 利用者本位のケア方針や介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
働き方・多様な働き方の推進	
腰痛を含む心身の健康増進	
生産性向上のための業務改善の取組	
やりがい・働きがいの醸成	

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について

- (※1) …「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知）」
- (※2) …「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付について（令和6年3月15日 事務連絡）」

3. 賃金改善（加算配分方法）

通知（※1）

(2) 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

- ・介護サービス事業者等は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。
- ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。
- ・この場合、特別事情届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。
- ・また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。
- ・また、令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額（旧3加算の上位区分への移行並びに新規算定によるもの（令和6年4月及び5月分）又は令和6年度介護報酬改定における加算額の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの（令和6年6月以降分）。令和7年度への繰越分を除く。以下同じ。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。

・その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げること）をいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。

・ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を含めて実施しても差し支えない。

・なお、令和6年2月からの介護職員等処遇改善支援補助金を取得し、令和6年5月分以前の賃金からベースアップ又は決まって毎月支払われる手当の引上げを行って行っている場合には、当該賃金改善を令和6年6月以降に実施すべき新規の賃金改善の一部に含めても差し支えない。

・新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特別経験・技能のある介護職員（介護福祉士であったり、経験・技能を有する介護職員と認められる者）をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所屬する法人等における勤続年数10年以上の

QA（※2）

【賃金改善方法・対象経費】

問1-1 賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

- (答) (略)
- ・賃金改善の額は、新加算及び旧3加算（以下「新加算等」という。）を原資として賃金改善を実施した後の実際の賃金水準と、新加算等を算定しない場合の賃金水準との比較により、各介護サービス事業者等において算出する。
 - ・新加算等を算定しない場合の賃金水準は、原則として、初めて新加算等又は交付金等（平成21年度補正予算による介護職員支援交付金並びに令和3年度及び令和5年度補正予算による介護職員等処遇改善支援補助金をいう。以下同じ。）を算定した年度の前年度における賃金水準とする。
 - ・ただし、介護サービス事業者等における職員構成の変動等により、初めて新加算等を算定しない場合の賃金水準を、新加算等を算定することとなる見込み額に基づく営業計画・賃金計画を策定した上で試算することや適当でない場合は、新加算等を算定しない場合の賃金水準を、新加算等を算定しない見込み額に基づく営業計画・賃金計画を新規に開設した場合には、新加算等を算定しない場合の賃金水準を、新加算等を算定しない見込み額に基づく営業計画・賃金計画を策定する等の適切な方法により算出した上で試算する等の適切な方法により算出し、賃金改善額を算出することとしても差し支えない。

問1-2 前年度から事業所の介護職員等の減少や入れ替わり等があった場合、どのように考えればよいか。

- (答) (略)
- ・実績報告書における①「令和6年度の加算の影響を除いた賃金額」と②「令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額」の比較は、新加算等及び交付金等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていないことを確認するために行うものである。
 - ・一方で、賃金水準のベースダウン（賃金表の改訂による基本給等の一律の引下げ）等を行ったわけではないにも関わらず、事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり（勤続年数が長く給与の高い職員が退職し、代わりに新卒者を採用した等）といった事情により、上記①の額が②の額を下回る場合には、②の額を調整しても差し支えない。
 - ・この場合の②の額の調整方法については、
 - ・例えば、退職者については、その職員が、前年度に在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推計する
 - ・新規採用職員については、その者と同職であった勤務年数等が同等の職員が本年度に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推計する
 等の方法が想定される。

	勤続10年 （賃金 35万円/月）	勤続5年 （賃金 30万円/月）	勤続1年 （賃金 25万円/月）	賃金総額 ※新加算等を 除く
令和5年度	要職の人数 10人 （計4200万円）	要職の人数 5人 （計1800万円）	要職の人数 5人 （計1500万円）	7500万円
令和6年度	要職の人数 10人 ※上記の10人中うち5人は在籍しなかったものと仮定	要職の人数 5人 ※調整なし	要職の人数 10人 ※上記の5人に加え5人が在籍したものと仮定	6900万円
差額				600万円

問1-3 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

- (答) (略)
- ・「決まって毎月支払われる手当」とは、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を指す。
 - ・また、決まって毎月支払われるのであれば、月に1回に額が変動するような手当も含む。手当の名称は、「処遇改善手当」等に限る必要はなく、職能手当、資格手当、役職手当、地域手当、地域手当等であっても差し支えない。
 - ・ただし、以下の諸手当は、新加算等の算定、賃金改善の対象となる「賃金」には含まれないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれない。
 - ・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
 - ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問1-4 時給や日給を引き上げるとは、基本給等の引上げに当たるとは。

- (答) (略)
- ・基本給が時給制の職員についてはその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてはその日給を引き上げることとは、新加算等の算定に当たり、基本給の引上げとして取り扱って差し支えない。また、時給や日給への上乗せの形で支給される手当については、「決まって毎月支払われる手当」と同等のものとして取り扱って差し支えない。

介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の教員で設定することとする。以下同じ。)に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。

ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一事業所や複数の賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準」の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)第53条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」(以下「令和6年4月大臣基準告示」という。)第4号イ(1)及び第4号の2イ(1)等の規定に基づき、介護職員以外への柔軟な配分を認める。

③ 令和7年度の更なるベースアップにつなげるための工夫

令和6年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の引上げを行う。

その際、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつなげるよう、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額を令和6年度分の賃金改善に充てることとは求めない。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額(以下「繰越額」という。)の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の新加算等の加算額(処遇改善増加した額)との合計額をいう。)を比較して増加した額とする。全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについては、別紙様式2-1及び別紙様式3-1において誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとする。

ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりで事業所等が繰り越した額は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越額の残額を、一時金等により、全額職員に配分しなければならぬこととする。

問1-5 キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用について、賃金改善額に含めてもよいか。

(答) 新加算等の取扱いにおける「賃金改善」とは賃金の改善をいうものから、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用については、新加算等の算定に当たり、賃金改善額に含めてはならない。

問1-6 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、新加算等により得た加算額を最低賃金額と比較することとなるのか。

(答) 新加算等の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、当該加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、新加算等の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

問1-7 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について

(答) 賃金改善額には次の額を含むものとする。

- 法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、新加算等による賃金改善分に応じて増加した事業主負担分
- 法人事業税における新加算等による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値増加分
- また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。
- なお、任意加入とされている制度に係る増加分(例えば、退職手当共済制度等における掛金等)は含まないものとする。

問1-8-1 賃金改善実施期間の設定について

(答) 賃金改善の実施月(以下「支給時期」という。)については、必ずしも算定対象月と同一ではなくても差し支えないが、例えば、次のいずれかのパターンの中から、事業者が任意に選択することとする。なお、配分のあり方について予め労使の合意を得るよう努める

- ① 6月に算定する新加算の配分について
- ② 6月の労働時間に基づき、7月中に見込額で職員に支払うパターン
- ③ 6月サービス提供分の介護報酬が、7月の国保連の審査を経て、8月に各事業所に振り込まれるため、8月中に職員に支払うパターン

問1-8-2 旧3加算及び令和6年2月からの補助金(以下「補助金」という。)の支給時期と、新加算の支給時期を変更させたい場合の取扱いの如何。

また、旧3加算及び補助金のそれぞれで支給時期が異なる場合であって、新加算への移行に当たり支給時期を揃えたい場合の取扱いの如何。

(答) 問1-8-1で例示したように、加算の算定対象月と実際の賃金改善の実施月(支給時期)には、当月払い、1か月遅れでの支給、2か月遅れでの支給等のパターンが存在する。

令和6年6月の旧3加算及び補助金から新加算への移行に際し、支給時期を変更する場合、移行前と移行後の支給時期のパターンによって、それぞれ以下のとおり対応が必要であるため、留意すること。

<パターン①>

旧3加算及び補助金による賃金改善を2か月遅れで実施、新加算による賃金改善を当月払いで実施(2か月遅れ⇒1か月遅れ、1か月遅れ⇒当月払い等も同様)

⇒以下の例のとおり、二重線で囲んだ部分は旧3加算と新加算が二重に支払われる「重複期間」となるが、新加算等の加算額の合計以上の賃金改善を行っている際は、「重複期間」が生じること自体は差し支えない。

その際、「重複期間」の賃金改善の方法として、「重複期間」のみ基本給等の額を引き上げることが困難である場合は、重複期間の賃金改善について、一時金を活用しても差し支えない。

例えば、以下の例の場合、令和6年6・7月には、4・5月分の旧3加算と6・7月分の新加算を原資とする賃金改善(計4か月分)が必要となるが、6・7月分の新加算を原資とする賃金改善(当月払い)により行い、それに乗せて、4・5月分の旧3加算を原資とする賃金改善を一時金により行うこととしても差し支えない。【QAに例示あり】

<パターン②>

旧3加算及び補助金による賃金改善を当月払いで実施、新加算による賃金改善を2か月遅れで実施⇒以下の例のとおり、二重線で囲んだ部分は旧3加算と新加算がともに支払われない「空白期間」となるが、旧3加算及び新加算のそれぞれについて、加算額以上の賃金改善を行うという要件を満たしているのであれば、加算の配分方法としては差し支えない。

ただし、賃金改善に空白期間が生じることについては、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。空白期間を設けることについては一方的な変更はできない場合、加算を原資としない独自の賃金改善により、賃金水準の維持が必要になると考えられる。【QAに例示あり】

<(参考)パターン③>

旧3加算及び補助金による賃金改善を2か月遅れで実施、新加算も同様

⇒以下の例のとおり、支給時期について「重複期間」も「空白期間」も生じないことから、問題は生じない。(当月払い⇒1か月遅れ⇒1か月遅れ等も同様)【QAに例示あり】

<組み合わせの例>

3パターンを組み合わせてより対応する。

⇒以下の例のとおり、処遇加算・特定加算は当月払い、ベア加算・補助金は2か月遅れでの賃金改善の実施としていた状態から、新加算への移行に伴い、1か月遅れでの賃金改善とする場合、二重線で囲んだとおり、「空白期間」と「重複期間」がそれぞれ生じる。この場合の取扱いについては、それぞれ上記のパ

ターン①とパターン②を参照すること。【QAに例示あり】

問1-8-3 支給時期の見直しに伴う「重複期間」の賃金改善の方法として、基本給等ではなく一時金を活用して行った場合であれば、ベースアップ等加算のベースアップ等要件（賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等により改善）を満たすことができなくても問題ないか。

(答)

- ・ 貴見のとおり。
- ・ 問1-8-2<パターン①>の場合については、令和6年4・5月分については、ベースアップ等要件を満たすことができなくても差し支えない。

問1-8-4 賃金改善を2か月遅れで行っている事業所が廃止になった場合、最終月の支払で3か月分の賃金改善を行う必要があるか

(答)

- ・ 通常の賃金改善の実施のスケジュールに関わらず、最終の賃金の支払までに、加算額以上の賃金改善を行う必要がある。例えば、2か月遅れで賃金改善を実施していた事業所が令和6年5月で廃止になる場合、5月に3～5月分の3か月分の賃金改善を行う必要がある（一時金による精算で可。）。
- ・ 加算額以上の賃金改善を行うことができないう場合、賃金改善を行えなかった月の加算は返還の対象となる。

賃金改善実施月	令和6年3月	4月	5月
何月分の賃金改善か	1月分	2月分	3月分・4月分・5月分

問1-9 実績報告において賃金改善額が新加算等の加算額を下回った場合、加算額を返還する必要があるのか。

(答)

- ・ 新加算等の算定要件は、賃金改善額が加算額以上となることであることから、賃金改善額が加算額を下回った場合、算定要件を満たさないものとして、加算の返還の対象となる。
- ・ ただし、不足する部分の賃金改善を賞与等の一時金として介護職員等に追加的に配分することで、返還を求めない取扱いとしても差し支えない。

問1-10 「令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ」は処遇改善加算の算定要件ではなく、各介護サービス事業所・施設等で目指すべき目標ということか。

(答)

- ・ 貴見のとおり、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただきたい。
- ・ なお、新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていられればよいこととしている。令和6年度に措置されている加算額には令和7年度のベースアップに充当する分の一部が含まれているところ、この令和7年度分の一部を前倒しして本来の令和6年度分と併せて令和6年度の賃金改善に充てることや、令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可能である。

問1-11 繰り越しを行う場合、労使合意は必要か。

(答)

- ・ 繰り越しを行うことについて、予め労使の合意を得るよう努めること。

問1-12 社会福祉法人において繰り越しを行う場合、会計上、繰越金をどのように取り扱えばよいか。

(答)

- ・ 新加算等の加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度の賃金改善に充てる場合、当該加算額の一部は、令和7年度の賃金改善に充てる資金として、会計上、積立金に計上することができる（「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の19積立金と積立資産について参照）。積立金を計上する際は、他の積立金とは分け、積立ての目的を示す名称を付すことが望ましい。
- ・ なお、介護報酬にかかる会計処理は、これまでと同様に取り扱いたい。したがって、令和6年度の新加算等の加算額のうち、令和7年度に繰り越した上で令和7年度の賃金改善に充てる部分についても、令和6年度の加算の算定対象月の収益として計上することとなる。

問1-13 算定対象月が令和6年度中であっても、賃金改善を実施した期間が令和7年度となった場合、当該賃金改善の原資とした加算の額は「令和7年度への繰越分」に含めるのか。

(答)

- ・ 賃金改善の実施について、例えば、新加算による賃金改善を2か月遅れで実施する場合、令和7年3月分の加算額が職員に配分されるのは、令和7年5月となる。この場合、賃金改善を実施した期間の一部が令和7年度に掛かることになるが、あくまで令和6年度分の通常の加算の配分に含まれるため、当該賃金改善の原資とした加算の額は、「令和7年度への繰越分」に含めない。
- ・ 一方、令和6年度分の加算を、通常で令和7年度分の加算の賃金改善を行う期間の賃金改善に充てた場合には、「令和7年度への繰越分」に該当する。例えば、通常2か月遅れで賃金改善を行っている場合、令和7年6月以降に行う賃金改善は、令和7年度分の加算による賃金改善であることから、令和6年度分の加算による賃金改善を令和7年6月以降に行う場合は、当該加算の額は「令和7年度への繰越分」に含まれる。
- ・ ただし、何月に実施した賃金改善から「令和7年度への繰越分」に含めるかは、事業所の通常の加算の支給時期に応じて異なるため、個別に判断すること。

問1-14 通知上、「令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならぬこととする。」とされているが、ある事業所が休止又は廃止になった場合に、同一法人内の他の事業所の職員に対して「令和7年度の繰越分」を用いた賃金改善を行ってよいか。

(答) ・一時金等により、休止又は廃止となった事業所の職員に配分することを基本とするが、新加算等を一括して申請する同一法人内の事業所の職員に限り、「令和7年度の繰越分」を用いた賃金改善の対象としてもよい。

問1-15 賃金改善の方法について、労使で事前に協議する必要があるか。

(答) ・処遇改善計画書の内容及びキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲを満たすことと書類については全ての介護職員に周知することが必要であるが、万が一就業規則の不利変更に当たるような場合にあっては、合理的な理由に基づき、適切に労使の合意を得る必要がある。

問1-16 事業悪化等により、賃金水準を引き下げることが可能か。

(答) ・サービス利用者数の大幅な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められるなどの理由があっても、賃金水準を引き下げる場合には、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。
・また、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、新加算等に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

問1-17 基本給は改善しているが、賞与を引き下げること、あらかじめ設定した賃金改善実施期間の介護職員の賃金を引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。その際には、どのような資料の提出が必要となるのか。

(答) ・新加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金全体として、賃金の高さの水準が引き下げられた場合には、特別事情届出書を提出する必要がある。ただし、賃金全体の水準が引き下げられていなければ、個々の賃金項目の水準が低下した場合同様であっても、特別事情届出書を提出する必要がある。
・特別事情届出書を提出する場合には、以下の内容を記載すること。
－ 処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容
－ 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨
・なお、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。

問1-18 一部の職員の賃金水準を引き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた結果、事業所・施設の職員全体の賃金水準は低下していない場合、特別事情届出書の提出はしなくてよいか。

(答) ・一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。
・ただし、一部の職員の賃金水準を引き下げたことは不利益変更に当たると考えられるため、そのような変更を行う場合には、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。

【対象者・対象事業者】

問2-1-1 賃金改善の対象者はどのように設定されるのか。

(答) ・新加算等の各事業所内における配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする。

問2-1-2 新加算等による賃金改善以前の賃金が年額 440 万円以上である職員であっても、新加算等による賃金改善の対象に含めることは可能か。

(答) ・旧特定加算に係る従前の取扱いと異なり、令和6年度以降は、新加算等による賃金改善以前の賃金が年額 440 万円以上である職員であっても、新加算等による賃金改善の対象に含めることができる。

問2-2 E P A による介護福祉士候補者及び外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生は、新加算等の対象となるのか。

(答)

- ・ E P Aによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされていることに鑑み、E P Aによる介護福祉士候補者が従事している場合、新加算等の対象となる。
- ・ また、介護職種の技能実習生の待遇について「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」とされていることに鑑み、介護職種の技能実習生が従事している場合、新加算等の対象となる。
- ・ なお、介護分野の1号特定技能外国人についても同様に、新加算等の対象となる。

問2-3 介護職員その他の職員が派遣労働者の場合であっても、新加算等の対象となるのか。

(答)

- ・ 派遣労働者であっても、新加算等の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、対象とする派遣労働者を含めて処遇改善計画書や実績報告書を作成すること。その際、新加算等を原資とする派遣料等の上乗せが、派遣元から支払われる派遣職員の給与に上乗せされるよう、派遣元と協議すること。

問2-4-1 在籍型の出向者、業務委託職員についても派遣職員と同様に考えてよいか。

(答)

- ・ 貴見のとおり。

問2-4-2 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員その他の職員であっても、新加算等による賃金改善の対象に含めることは可能か。

(答)

- ・ 算定した介護職員等処遇改善加算を委託費の上乗せに充てることで、賃金改善の対象に含めることができる。
- ・ その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託費の上乗せに充てたことを明示するとともに、委託先の事業所は、委託元から支払われた上乗せ分を含めた計画書・実績報告書を作成すること。

問2-5 賃金改善に当たり、一部の介護職員に賃金改善を集中させることは可能か。

(答)

- ・ 新加算等の算定要件は、事業所（法人）全体での賃金改善に要する額が加算による収入以上となることである。
- ・ その中で、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。
- ・ また、新加算等を算定する介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について職員に周知するとともに、介護職員等から新加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

問2-6 介護サービスと障害福祉サービス等を両方実施しており、職員が兼務等を行っている場合における介護職員その他の職員の賃金総額はどのように計算するのか。

(答)

- ・ 処遇改善計画書に、職員の賃金を記載するにあたり、原則、加算の算定対象サービス事業所における賃金については、常勤換算方法により計算することとし、常勤換算方法による計算をし、按分し計算することを想定している。
- ・ 一方で、計算が困難な場合等においては実際にその職員が収入として得ている額で判断し差し支えない。

問2-7 法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護サービス事業者等のうちで介護に従事していない職員について、新加算等による賃金改善の対象に含めることは可能か。

(答)

- ・ 新加算等を算定していない介護サービス事業所等（加算の対象外サービス事業所等を含む。）及び介護保険以外のサービスの事業所等の職員は、新加算等を原資とする賃金改善の対象に含めることはできない。
- ・ 法人本部の職員については、新加算等の算定対象となるサービス事業所等における業務を行っているのと判断できると判断できる場合には、賃金改善の対象に含めることができる。
- ・ 新加算等を算定していない介護サービス事業所等（加算の対象外サービス事業所等を含む。）及び介護保険以外のサービスの事業所等の職員は、新加算等を原資とする賃金改善の対象に含めることはできない。

旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

取得パターン	旧3加算の算定状況		新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧													
	経過改善加算	特定加算	合計の加算率	算定可能な経過措置区分 (新加算Ⅴ)	加算率	加算区分 (加算率が下からない区分であり、移行先の業務となるもの)	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件			
								Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
①								新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ペーパー相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	月給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じて民生化	
1	なし	有	22.4%	—	—	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	○	○	○	—	—	◎	
2	なし	なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	○	○	○	—	—	◎	
3	なし	有	20.3%	—	—	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	○	○	—	—	—	◎	
4	なし	なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	○	—	—	—	◎	
5	なし	有	16.1%	—	—	新加算Ⅲ	18.2%	◎	—	○	○	○	—	—	—	—	◎	
6	なし	なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	◎	□	○	○	○	—	—	—	—	◎	
7	なし	なし	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	△	○	—	—	—	◎	
8	なし	なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	△	○	—	—	—	◎	
9	なし	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	△	○	—	—	—	◎	
10	なし	なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	△	○	—	—	—	◎	
11	なし	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	
12	なし	なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	○	○	—	—	—	—	—	◎	
13	なし	なし	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	△	△	△	○	—	—	—	◎	
14	なし	なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	△	△	△	○	—	—	—	◎	
15	なし	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	△	△	△	○	—	—	—	◎	
16	なし	なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	△	△	△	○	—	—	—	◎	
17	なし	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	△	△	—	—	—	—	—	◎	
18	なし	なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	△	△	—	—	—	—	—	◎	

青字（◎・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことで差し支えない要件。

（参考）介護職員等処遇改善加算の加算率（サービス類型ごと・令和6年度中）

（参考）令和6年5月までの加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支度加算	介護職員等処遇改善加算																		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ(1)	Ⅴ(2)	Ⅴ(3)	Ⅴ(4)	Ⅴ(5)	Ⅴ(6)	Ⅴ(7)	Ⅴ(8)	Ⅴ(9)	Ⅴ(10)	Ⅴ(11)	Ⅴ(12)	Ⅴ(13)	Ⅴ(14)	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
〈介護予防〉訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
〈介護予防〉通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%	
〈介護予防〉特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
〈介護予防〉認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
〈介護予防〉小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
〈介護予防〉認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
〈介護予防〉短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
〈介護予防〉短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
〈介護予防〉短期入所療養介護（病院等 老健以外）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
〈介護予防〉短期入所療養介護（医療院）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%

介護職員等処遇改善にかかる規定

厚生労働省の HP のほか、介護職員等処遇改善にかかる規定

- ① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(P79～)
- ② 厚生労働大臣が定める基準 (P724～)
- ③ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ④ 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について